

大和市告示第 7 7 号

大和市出産費用助成事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市出産費用助成事業実施要綱を廃止する要綱

大和市出産費用助成事業実施要綱（平成 2 6 年大和市告示第 1 7 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日（令和 7 年 3 月 1 日から同月 3 1 日までの間に医師又は助産師による妊娠の診断を受けた者にあつては、同年 4 月 3 0 日）前に母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 5 条の規定による妊娠の届出をした者に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 廃止前の大和市出産費用助成事業実施要綱の規定により交付した助成金の返還については、同要綱第 7 条の規定は、なおその効力を有する。